

「ネット上のいじめ」絶対に許さない。

# ネット上のいじめを 防止するために

携帯電話等のネットを利用したいじめ  
「知らなかった」じゃすまない!

「ネット上のいじめ」  
絶対に許さない。  
ネット上のいじめを  
防止するために

平成21年2月

## 【不登校・いじめ問題等関係機関連携推進会議】

県PTA連合会、県高等学校PTA連合会、県連合小学校長会、県中学校長会、県高等学校長会、県特別支援学校長会、県公立幼稚園長会、  
県民生委員児童委員協議会、県警察本部、県子ども・障害者相談センター、県青少年補導センター連絡協議会、県都市教育長協議会、  
県町村教育長会、県子ども未来課、県青少年・男女共同参画課、県教育委員会

# 責任ある答えを出すのは大人の役目です

身近にある危険な状況

制御できない学校裏サイト

プロフからの個人情報流出

## 携帯電話でできること

えっ! こんなこともできるの?

- |                   |                      |          |
|-------------------|----------------------|----------|
| ▶ 位置、地図検索         | ▶ ワンセグ(テレビ機能)        | ▶ 音楽再生機能 |
| ▶ カメラ機能           | ▶ 撮った写真をメールで送る       | ▶ おサイフ機能 |
| ▶ インターネット         | ▶ ホームページの閲覧          | ▶ メール    |
| ▶ 絵文字付メール         | ▶ QRコード(二次元バーコードリーダ) |          |
| ▶ ブログ(日記風のホームページ) | ▶ 自分のホームページへの書き込み    |          |
| ▶ プロフ(自己紹介のページ)   | ▶ 掲示板への書き込み          |          |
| ▶ 掲示板の作成          | ▶ 会員制のゲームや掲示板サイト     | など       |



## 1 ケータイの利用には、キケンが潜んでいる

- 着メロダウンロードサイト → **アダルト系利用料金請求**
- 懸賞サイト(1等、携帯ゲーム機)に応募  
→ **当選通知** → **会員登録** → **高額請求**
- プロフに親切な書き込み  
→ **写真の交換** → **会いに行くと全く別人** → **監禁** など



## 2 ネット上の犯罪行為のキケン



- 他人へのなりすまし、ネット上のいじめ、誹謗・中傷
- メールの返事が遅い → 仲間はずれ、いじめの対象
- 写真などの個人情報の悪用
- 著作権、肖像権の侵害
- 自分の情報の書きこみによる被害
- ワンクリック詐欺、不正請求 など

### < 誹謗・中傷の内容例 >

「〇〇(実名)って、いろんなところで、みんなの悪口を言ってるんだって」  
「〇〇って、うざいよね」「みんなで〇〇を無視すればいいのに」  
「〇〇の顔ってヒドくない? 臭そう」

### < 近年の事件 >

2007年7月(兵庫県)  
高校3年男子 ネット上のいやがらせにより自殺  
2008年10月(埼玉県)  
中学3年女子 ネット上のいじめを受けた後、自殺

### 3 「ネット＝匿名」では、ありません

- インターネット上のアクセス記録はすべて残っている。
- 携帯はGPS付でなくても基地局をもとに場所を特定できる。

#### 【問題点】

#### 無責任な行動

- 子どもが面白いサイトを利用しているつもりでも犯罪に巻き込まれている場合がある。
- 子どもが有害情報を閲覧できる。
- 掲示板などに他人の誹謗・中傷、不確かな情報などを書き込める。
- 薬物など、違法なものとの接点になり得る。



#### いじめの認知件数

- 約10万1千件、前年度(約12万5千件)より約2万4千件減少

#### [携帯電話等を使ったいじめ]

- 5,899件(前年度より1,016件増加、**2割の増加**)
- いじめの認知件数に占める割合は5.8パーセント(**前年度より1.9パーセント増加**)

文部科学省 平成20年11月「平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

#### 平成21年1月(通知) 文部科学省

「ネット上のいじめ問題」の解決に向けて、学校への携帯電話持ち込みの原則禁止(小中学校)持ち込みの制限(高等学校等)

#### 【和歌山県の取組】

#### 平成14年2月(通知) 【携帯電話に関する指導について】

本県では、特別な事情がない限り、携帯電話は学校に持って来させないことを基本に指導・取組を進めています。

#### 【市町村・学校・PTA等の取組】

- 「ネット上のいじめ」の未然防止、早期発見・早期対応のためのネットパトロール開始
- 学校・PTAなどの組織的な研修によるネットパトロール、掲示板監視の実施



#### 保護者の願い → 「自分の子どもは大丈夫」

でも、

- 友達からの誘惑?
- ちょっとした油断?
- 知らなかった? わからなかった?

だからこそ、

- ※子どもの携帯電話やインターネットの利用について、親子でよく話し合う。
- ※子どもが責任をもった使い方ができるように、しっかりと関わっていく。

子どもが犯罪の加害者・被害者になってしまう!

## 困ったときの

# Q&A

子どもたちがネット上のいじめや犯罪の加害者や被害者とならないように取り組むことが大切です。なかなか見えないトラブルの防止等を行うためのポイントをまとめましたので、参考にしてください。



### 【Q1】いじめられていないか心配です。

#### Ans.

子どもの様子をよく見守り、子どもの気持ちになって声をかけましょう。  
いじめられている事実や不審なことがあったら、あわてないで、学校等に相談しましょう。

#### 主なチェックポイント

- 布団から出てこなかったり、具合が悪そうなことがある。
- 最近、食欲がなく、登校を渋ったり、ぼんやりしたりすることが多い。
- ひとりで登校するようになったり、学校的话题を避けたりするようになった。
- 会話がなく、すぐ部屋に閉じこもって、外出したがる。
- 「学校」「いじめ」などの言葉を口にする、びくっとして顔をこわばらせる。
- 気になるあだ名で呼ばれている。
- 道具や持ち物がなくなっていたり、壊されていたりする。
- お金の使い方が荒くなったり、持ち出したり、万引きに関与したりする。
- 携帯電話やインターネットを頻繁に使用している。
- 携帯電話やネットの内容を全く話さない。

※困った時には、学校や相談機関等に相談しましょう。



### 【Q2】いじめに加担していないか心配です。

#### Ans.

いじめは、見えにくいものですが、早期発見・早期対応が大切です。  
日頃の言葉の使い方や様子の変化などから、おかしいと感じたら子どもとじっくり話し合しましょう。

#### 主なチェックポイント

- 「キモイ」「ウザイ」や差別的な言葉を家でよく使う。
- 弱い立場の人に対して高圧的である。
- 必要以上に、お金を持っていることがある。
- いつもとは違う服や品物などを持っていることがある。
- 携帯電話などでメールを頻繁に行っている。

※話し合いができないなど困った時には、学校や相談機関等に相談しましょう。



### 【Q3】携帯電話等を持たせる上で、大切にしなければならないことを教えてください。

#### Ans.

- ※ 保護者が責任者であるという自覚を持ち、子どもと話し合い、所持や使用についてのルールづくりをしましょう。
- ※ 子どもに任せきりにせず、料金や使用時間、ルールを守っているかなどを把握し、利用状況を見守りましょう。

#### 【ルールの例】

- \* 携帯電話やネット利用の時間・時間帯を決める。
- \* 使用する場所や保管する場所を決める。
- \* 有害情報をブロックするためのフィルタリングサービスを導入する。 など



### 【Q4】家庭で気をつけることを教えてください。

#### Ans.

携帯電話の必要性・危険性について子どもとしっかりと話し合い、必要がない限り持たせることがないようにしましょう。以下のことを参考にしてください。

- 【気づいて】 子どもが携帯電話やインターネットをどのように利用しているのか。
- 【確かめて】 子どもの様子に変化していないか。
- 【ひょっとして】 出会い系サイトの危険やネット上のトラブルに遭遇していないか。
- 【注意して】 ホームページやブログ・プロフに個人情報、写真、住所などを掲載していないか。また、掲示板に悪口などを書き込んでいないか。
- 【勇気を出して】 学校や警察などへの相談をためらっていないか。
- 【寄り添って】 子どもとのコミュニケーションを忘れていないか。
- 【決断して】 ネット上に、子どもの悪口などが書き込まれたら、プロバイダに削除要請するのか、警察に被害届を提出するのか。
- 【協力して】 ネット上のパトロールに協力して、悪口などの書き込みがないか。

※困った時には、学校や警察署等に相談しましょう。



### 【Q5】学校での携帯電話の取扱いを教えてください。

#### Ans.

学校では、平成14年2月から、特別な事情がない限り、携帯電話を学校に持って来させないことを基本に指導しています。

また、学習教材CD-ROM「携帯電話とインターネットの安全な利用」などを活用し、子どもや教職員に情報モラル向上の学習などに取り組むとともに、保護者等へ携帯電話についての理解促進も図っています。

## 【Q6】地域で取り組むことを教えてください。

### Ans.

- ・社会的なモラルについて、家庭内でもしっかりと話し合うことを呼びかけましょう。
- ・携帯電話の必要性や危険性について、地域でも話し合ってください。
- ・ネット上のパトロール活動の研修に参加しましょう。
- ・ネットの巡回・閲覧活動に協力しましょう。

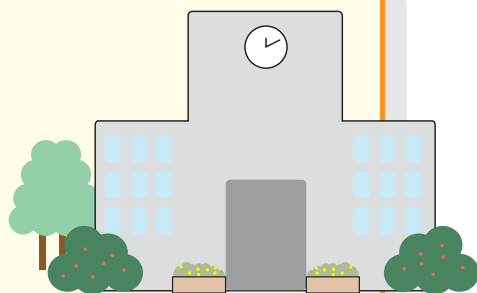


## 【Q7】当面、学校が取り組むことを教えてください。

### Ans.

#### \*携帯電話等の情報機器についての理解促進と指導の充実

- ・携帯電話やインターネット等の基本的な知識を習得し、理解を深める。
- ・学習教材CD-ROM「携帯電話とインターネットの安全な利用」や教員向けWebサイト等の教材活用による指導を繰り返し行う。
- ・小学校の低学年段階から、情報モラルについての指導を行う。
- ・コミュニケーション能力の育成を図る。
- ・外部人材の協力を取り入れながら指導を行う。



#### \*携帯電話等の所持等についての実態把握と指導の方針の明確化

- ・携帯電話等の所持や利用について、アンケートなどを行い実態把握に努める。
- ・学校における携帯電話の取扱いの方針を明確化し、周知徹底する。

#### \*保護者への啓発と地域との連携の拡充

- ・家庭内でしっかりと話し合うことを呼びかける。  
→携帯電話等の利用の実態について、家庭での携帯電話利用のルールについて、フィルタリング導入についてなど
- ・NPO、大学等との連携の充実を図る。

#### \*ネット上のいじめ防止と迅速な対応

- ・子どもが発する危険信号を敏感にキャッチする。
- ・校内の相談体制を整備する。
- ・NPO、大学等と連携し、学校裏サイトやプロフ等のネット上のパトロール体制を構築する。
- ・保護者・地域・関係機関等との連携体制を強化する。
- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応と迅速な対応のための指導計画・対応マニュアルなどを作成する。



## 【Q8】悪質な書き込みを削除する手順や方法などについて教えてください。

### Ans.

事情を説明できる人（基本的に被害者本人）が学校・警察署等に相談してください。その際に、次のことに留意してください。

#### ポイント 1 被害者本人の意志決定

- 「刑事事件として相手の処罰を望むのか」
- 「処罰を望まず削除の要請のみをするのか」
- 「刑事ではなく民事的に提訴（損害賠償）するのか」などの明確な意志決定

#### ポイント 2 内容保存

- ・書き込みされている掲示板（メールや画面）の内容の保存
- ・書き込みがある、URL（インターネット上の住所）の保存



### 【投稿削除の流れ】

#### 削除要請について

##### 【投稿者へ削除を要請する場合】

- ・メールアドレスがあれば、その宛先へ、アドレスがない場合は、掲示板の画面上へ「削除要請文」を書き込んで、削除を要請してください。

##### 【掲示板管理者へ削除を要請する場合】

- ・掲示板のトップ画面等に問い合わせ窓口（メール窓口）がありますので、削除要請メールを送ってください。

##### 【プロバイダへ削除を要請する場合】

- ・掲示板のURLに基づき、検索サイト「IPひろば」「IPサーチ」などで情報を検索すると、連絡先がわかりますので相談してください。

掲示板によっては、削除の方法が定められているところも多いので、十分に確認してください。



#### （注1）削除要請の際に、気をつけること

- ※ 書き込み者に削除要請を行う場合、乱暴な言葉づかいをしないことです。  
「売り言葉に買い言葉」でトラブルが、さらに悪化する場合があります。
- ※ 基本的には、書き込まれた内容は、書き込み者（本人）が責任を負うものです。  
掲示板の管理者やプロバイダへ「貴方のところに違法情報があり、貴方も責任がある」との方向で話をすすめると、トラブルに発展します。

#### （注2）プロバイダ制限責任法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）

「削除する」「削除しない」は、あくまでもプロバイダ側の任意意思によるものです。  
これらの方法により削除されない場合は、裁判所へ提訴となります。  
インターネット上へ流れた情報は、全てを回収することは困難です。

## いじめの電話相談窓口

ネットいじめなどで不安・心配なこと、いじめにあい困ったときの相談機関等の連絡先です。

【ヤングテレフォン・いじめ110番】 .....	<b>073-425-7867</b>
【子どもと家庭のテレフォン110番】 .....	<b>073-447-1152</b>
【県教育センター学びの丘:いじめ相談専用ダイヤル】 .....	<b>073-422-9961</b>
【県子ども・障害者相談センター】 .....	<b>073-445-5312</b>
【県紀南児童相談所】 .....	<b>0739-22-1588</b>
【(財)和歌山県人権啓発センター】 .....	<b>073-421-7830</b>
【県精神保健福祉センター】 .....	<b>073-435-5192</b>

## ネット上のいじめなどについての参考ホームページ

▶ 警察庁「インターネット安全・安心相談」

<http://www.cybersafety.go.jp>

「ホームページに自分の名前、住所等の個人情報や悪口を掲載された」「クリックしたら突然、料金請求画面が表示された」など、ネット上のトラブルの相談・解決を支援するサイトです。

▶ 和歌山県警察本部サイバー犯罪対策室

<http://www.police.wakayama.wakayama.jp/>

サイバー犯罪に関する各種情報の収集、情報セキュリティ対策など、防犯活動やサイバーパトロールによる取締りや事例などの情報提供、相談等さまざまな活動を行っています。

▶ 「迷惑メール相談センター」(財)日本データ通信協会

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/>

迷惑メールに関する電話相談、迷惑メール対策、チェーンメールの実態と対処法など、加入されているプロバイダでの対応、自己防衛の手段がいろいろと書かれています。